

文化キャラバン実施規程

1 趣 旨

県民が芸術文化に身近に触れることができるより多くの機会を提供し、芸術文化に親しむ環境づくりに貢献するとともに、県内の芸術文化活動を支援する。

2 事業内容

- ① 公演事業（演奏会、講演会、講習会、演劇等）
- ② 展示事業（絵画展、書道展、写真展等）
- ③ この事業の趣旨に反しないその他の事業

3 公演者等

公演を希望する NPO 法人 大分県芸術文化振興会議（以下、「芸振」という。）の正会員（団体）及び理事会が認めた団体。

4 開催場所

原則として県内の学校および文化施設等。

5 主催者

原則として芸振及び開催地主催者。

6 事業に要する経費の負担区分

- ① 芸振は公演者への謝金（旅費を含む。）を負担する。会員以外の公演者については芸振は負担しない。
- ② 開催地主催者はその他の経費（会場使用料、設備使用料等）を負担する。
- ③ 入場料収入は開催地主催者に帰属する。

附 則

この規程は平成 18 年度事業から適用する。

この規程は平成 19 年度事業より適用する。

この規程は平成 24 年度事業より適用する。

この規程は平成 30 年 8 月 17 日から適用する。